

公益財団法人 湘南産業振興財団
湘南勤労者福祉サービスセンター事業に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人湘南産業振興財団（以下「財団」という。）が実施する湘南勤労者福祉サービスセンター事業（以下「サービスセンター」という。）に関し必要な事項を定めることにより、藤沢市、鎌倉市及び茅ヶ崎市（以下「3市」という。）における中小企業従業員等の福利を増進し企業の発展振興と市民の生活経済の安定を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「中小企業」とは、常時雇用する従業員数300人以下の事業所をいう。ただし、加入後、従業員数300人を超えた事業所はこの限りではない。
- (2) 「中小企業従業員等」とは、3市に事業所を有する中小企業に勤務する従業員と事業主及び市外の中小企業に勤務する市民（以下「3市外勤務者」という。）をいう。
- (3) 「納付金」とは、第3条に定めるサービスセンター事業のための拠出金をいう。
- (4) 「掛金」とは、第3条に定める退職金共済事業のための拠出金をいう。
- (5) 「会員」とは、このサービスセンターに加入した中小企業従業員等をいう。

(事業及び給付の種類)

第3条 このサービスセンターによる事業及び給付の種類は、次のとおりとする。

(1) 福利共済事業

- ア 慶弔給付金の支給
- イ 永年勤続報奨金の支給
- ウ 生活資金等の貸付あっせん
- エ 福利厚生事業
- オ 老後生活の安定事業
- カ その他の共済事業

(2) 退職金共済事業

- ア 福祉年金の支給
- イ 脱退一時金または遺族一時金の支給
- ウ 退職慰労金の支給

(加入資格)

第4条 このサービスセンターに加入することができる者は、次の各号の1つに該当する者とする。

- (1) 3市の中小企業従業員及び事業主
- (2) 3市外勤務者で、勤務する中小企業の事業所所在地に財団と同種の組織

団体がなく、サービスセンター事業に参加することができない者

(3) 3市内に本社又は同等の機能を有する事業所がある企業であって、3市外の支社等の事業所に勤務する者で、理事長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の1つに該当するものは加入することができない。

(1) 試みに雇用されている者

(2) 第10条第2項に規定により加入取消を受けた後、満2年を経過しない者

(3) 取扱要領第3条に定める加入手続きの際、虚偽の申述等を行った者

(4) その他財団が適当でないとした者

(加入の区分)

第5条 福利共済事業については、必ず加入することとし、退職金共済事業については任意加入とする。

2 前項の規定による加入は、事業所単位の加入とする。ただし、3市外勤務者はこのかぎりではない。

(加入日)

第6条 このサービスセンターの加入日は、毎月1日とする。

(納付金及び掛金の負担)

第7条 納付金の額は、会員1人につき、月額500円とし、原則として事業主の負担とする。ただし、3市外勤務者はこのかぎりではない。

2 掛金の額は、加入口数1口につき、月額800円とし、事業主負担とする。ただし、3市外勤務者はこのかぎりではない。

(加入口数)

第8条 この退職金共済事業の掛金の加入口数は、会員1人につき1口以上5口までを任意に選択できるものとする。

(掛金及び納付金の納入)

第9条 会員は、第7条各号の規定による納付金、掛金をこの制度に加入した日の属する月から脱退または、加入を取り消された日の属する月まで納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号に1つに該当するときは、その理由の生じた日から会員の資格を失うものとする。

(1) 事業所を退職したとき

(2) 死亡したとき

(3) 自己の都合で脱退するとき

(4) 行方不明になったとき

2 会員が次の各号の1つに該当するときは、会員の資格を取り消すことができる。

(1) 掛金及び納付金の納付を3ヶ月以上遅滞したとき。

(2) 虚偽、その他不正の行為により生活資金貸付及び給付金等このサービスセンターによる利益を受け、または受けようとしたとき。

3 会員が満80歳に達したときは、第3条に規定する退職金共済事業について加入資格を失うものとする。

(福祉年金)

第11条 福祉年金は、会員が満60歳に達したのち脱退したとき、当該会員に支給する。ただし、一時金として支給することができる。

2 福祉年金の支給額(年金月額)は、平成27年4月1日以降の加入年数に応じて定める別表第1の額に加入口数を乗じて得た額、及び平成27年3月末日現在で脱退した場合の脱退一時金額を平成27年4月1日以降の加入年数に応じて年0.50%で複利計算し117.0809で除した額とする。

3 福祉年金の支給期間は、第1項の福祉年金受給資格取得の日から10年間とする。

4 前項の期間内に福祉年金受給者が死亡したときは、福祉年金月額に別表第4に定める既に福祉年金を支給した期間を除いた残余期間に相当する率を乗じて得た額を当該遺族に支給する。

5 福祉年金受給者は、福祉年金受給期間において一時金に切り換えることができる。この場合の支給額は、別表第4に定める既に福祉年金を支給した期間を除いた残余期間に相当する率に福祉年金月額を乗じて得た額を支給する

(脱退一時金)

第12条 脱退一時金は、会員が前条の福祉年金受給資格を取得する前に脱退したとき、当該会員に支給する。ただし死亡により脱退したときは、第13条の規定による。

2 脱退一時金の支給額は、平成27年4月1日以降の加入年数に応じて定める別表第2の額に加入口数を乗じて得た額、及び平成27年3月末日現在で脱退した場合の一時金額を平成27年4月1日以降の加入年数に応じて年0.50%で複利計算した額とする。

(遺族一時金)

第13条 遺族一時金は、会員が第12条の福祉年金受給資格を取得する前に死亡したとき、当該会員の遺族に支給する。

2 遺族一時金の支給額は、脱退一時金に加入口数1口につき800円を加算した額とする。

(退職慰労金)

第14条 退職慰労金は、会員が退職金共済事業に加入して5年を越えて脱退したとき、当該会員に支給する。

2 退職慰労金の支給額は、別表第5に定める額とする。

(慶弔給付金)

第15条 慶弔給付金は、加入後発生した会員の結婚、出産(会員の配偶者の出

産を含む。）、子の入学、結婚記念、古希、傷病、会員又はその配偶者及び会員の一親等親族（配偶者の父母を含む）が死亡したときに当該会員または当該会員の遺族に支給する。

2 前項に規定する遺族の範囲及び順位は、次のとおりとする。

(1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹

なお、同順位の者が2人以上あるときは、その人数によって等分して支給することができる。

3 慶弔給付金の支給額は、別表第6に定める額とする。

4 第1項に定める給付金のうち、結婚記念祝金の一部については、東京都渋谷区代々木二丁目11番17号に所在する一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（以下「全労済協会」という。）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約（以下「保険契約」という。）を締結して実施するものとし、以外の給付金についてはセンター独自の財源により実施する。

5 サービスセンターは前項保険契約の被保険者となり、同保険契約による給付の各条件等の細目については、この規程に定めるもののほか、同保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。

（永年勤続報奨金）

第16条 永年勤続報奨金は、加入後同一事業所に従業員として、5年、10年、20年勤務したとき、当該会員に支給する。

2 ただし、事業主、役員、同一生計の家族従業員は対象外とする。

3 永年勤続報奨金の支給額は、別表第7に定める額とする。

（給付金請求権の時効）

第17条 給付金の請求権は、その給付事由が発生した日から2年間で消滅する。

（給付金の返還）

第18条 財団は偽りその他不正な行為によりこの制度に規定する給付金を受けた者がいるときは、その者から当該給付金を返還させるものとする。

（生活資金等の貸付あっせん）

第19条 会員が災害、教育、葬祭、医療その他生活上の資金を必要とするときは、福祉資金及び生活資金の貸付あっせん事業を行うものとする。

（福利厚生事業）

第20条 福利厚生事業及びその他のサービスセンター事業は、毎年度、予算の範囲内で別に定める事業を実施する。

（掛金の運用及び配当金）

第21条 掛金の運用は、福祉年金保険により行うものとする。

2 前項の運用によって受取る配当金は、退職慰労金給付引当の他、最も安全かつ確実な方法により運用するものとする。

（掛金積立金の処分）

第22条 この退職金共済事業に定める掛金運用の積立金は、この退職金共済事業が廃止された場合は、会員に対し会員が脱退したとみなして計算した脱退一時金の額に比例して配分する。

(報告及び検査)

第23条 財団は毎年度末の翌月末日までに、当該年度の事業執行状況について3市の市長に報告するものとする。

2 財団は、このサービスセンター事業の実施について、3市の市長から事業の報告を求められた場合には、速やかに関係書類その他の物件をもって報告するものとする。

(運営協議会の設置)

第24条 このサービスセンター事業の円滑な運用を図るため、財団に湘南勤労者福祉サービスセンター運営協議会を置くものとする。

(委任)

第25条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成22年9月1日から施行する。
- 2 第3条第1項第2号に規定する退職金共済事業の加入受付は、中止する。

附則

- この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1

年金月額表（1口についての額）

加入年数（年）	年金月額（円）
1	81
2	163
3	245
4	327
5	410
6	493
7	577
8	661
9	745
10	830
11	916
12	1,002
13	1,088
14	1,174
15	1,261
16	1,349
17	1,437
18	1,525
19	1,614
20	1,703
21	1,793
22	1,883
23	1,974
24	2,065
25	2,156
26	2,248
27	2,341
28	2,434
29	2,527
30	2,621

加入年数（年）	年金月額（円）
31	2,715
32	2,810
33	2,905
34	3,001
35	3,097
36	3,194
37	3,291
38	3,388
39	3,487
40	3,585
41	3,684
42	3,784
43	3,884
44	3,985
45	4,086
46	4,187
47	4,290
48	4,392
49	4,495
50	4,599
51	4,703
52	4,808
53	4,913
54	5,019
55	5,125
56	5,232
57	5,339
58	5,447
59	5,556
60	5,665
61	5,774
62	5,884
63	5,995
64	6,106
65	6,218

別表第2

脱退一時金額表（一口についての額）

加入年数（年）	一時金額（円）	加入年数（年）	一時金額（円）
1	9,506	31	317,883
2	19,059	32	328,978
3	28,660	33	340,128
4	38,309	34	351,334
5	48,006	35	362,597
6	57,752	36	373,915
7	67,546	37	385,291
8	77,389	38	396,723
9	87,282	39	408,212
10	97,224	40	419,759
11	107,216	41	431,363
12	117,258	42	443,026
13	127,350	43	454,746
14	137,492	44	466,526
15	147,685	45	478,364
16	157,929	46	490,262
17	168,224	47	502,219
18	178,571	48	514,235
19	188,970	49	526,312
20	199,420	50	538,449
21	209,923	51	550,647
22	220,478	52	562,906
23	231,086	53	575,226
24	241,747	54	587,608
25	252,462	55	600,052
26	263,230	56	612,558
27	274,052	57	625,126
28	284,927	58	637,758
29	295,858	59	650,452
30	306,843	60	663,210
		61	676,032
		62	688,917
		63	701,868
		64	714,883
		65	727,963

別表第4

10年確定年金現価率表（年金から一時金に切り替える場合の速算表）

残余保証期間 月 年	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	0	0.0000	1.0000	1.9996	2.9988	3.9975	4.9958	5.9938	6.9913	7.9884	8.9851	9.9813
1	11.9726	12.9676	13.9622	14.9564	15.9502	16.9436	17.9366	18.9291	19.9212	20.9130	21.9043	22.8952
2	23.8857	24.8757	25.8654	26.8546	27.8435	28.8319	29.8199	30.8075	31.7947	32.7815	33.7679	34.7539
3	35.7394	36.7246	37.7093	38.6937	39.6776	40.6611	41.6442	42.6269	43.6092	44.5911	45.5725	46.5536
4	47.5342	48.5145	49.4943	50.4738	51.4528	52.4314	53.4096	54.3874	55.3648	56.3418	57.3184	58.2946
5	59.2704	60.2457	61.2207	62.1953	63.1694	64.1432	65.1165	66.0895	67.0620	68.0341	69.0059	69.9772
6	70.9481	71.9186	72.8887	73.8584	74.8278	75.7967	76.7652	77.7333	78.7010	79.6683	80.6352	81.6016
7	82.5677	83.5334	84.4987	85.4636	86.4281	87.3922	88.3559	89.3191	90.2820	91.2445	92.2066	93.1683
8	94.1296	95.0904	96.0509	97.0110	97.9707	98.9300	99.8889	100.8474	101.8055	102.7632	103.7205	104.6774
9	105.6339	106.5900	107.5457	108.5010	109.4559	110.4104	111.3645	112.3183	113.2716	114.2245	115.1771	116.1292
10	117.0809											

(注) 1. この表は、年金月額1円に対する値です。

2. 残余保証期間とは、10年からすでに年金を支払い済の年金月額を控除した残余の期間です。

別表第5

退職まで加入年数	給付額	退職まで加入年数	給付額
5年を越えた場合	2,000円×加入口数	18年を越えた場合	42,000円×加入口数
6年を越えた場合	3,000円×加入口数	19年を越えた場合	46,000円×加入口数
7年を越えた場合	4,000円×加入口数	20年を越えた場合	50,000円×加入口数
8年を越えた場合	6,000円×加入口数	21年を越えた場合	54,000円×加入口数
9年を越えた場合	8,000円×加入口数	22年を越えた場合	58,000円×加入口数
10年を越えた場合	10,000円×加入口数	23年を越えた場合	62,000円×加入口数
11年を越えた場合	14,000円×加入口数	24年を越えた場合	66,000円×加入口数
12年を越えた場合	18,000円×加入口数	25年を越えた場合	70,000円×加入口数
13年を越えた場合	22,000円×加入口数	26年を越えた場合	76,000円×加入口数
14年を越えた場合	26,000円×加入口数	27年を越えた場合	82,000円×加入口数
15年を越えた場合	30,000円×加入口数	28年を越えた場合	88,000円×加入口数
16年を越えた場合	34,000円×加入口数	29年を越えた場合	94,000円×加入口数
17年を越えた場合	38,000円×加入口数	30年を越えた場合	100,000円×加入口数

(注) 1. 加入口数とは、退職までの加入年数期間の平均加入口数とする。

2. 平均加入口数 = 払込延口数 ÷ 掛金払込月数

3. 小数点以下切り捨てとする。

別表第6

慶弔給付金

名 称	条 件	給 付 額
結婚祝金	会員が結婚したとき ※法律上の婚姻をいい、内縁を含まない	20,000 円
出産祝金	会員又はその配偶者が出産したとき ※多産児は、それぞれ1件として扱う ※子が出生してから14日以内に死亡した場合は対象外。この場合は子の死亡と認定	10,000 円
入学祝金	会員の子が小学校又は中学校に入学したとき ※子とは、会員の実子及び養子をいう	5,000 円
結婚記念祝金	会員が結婚後満 25 周年(銀婚式)又は 50 周年(金婚式)をむかえたとき ※婚姻による戸籍の入籍日から起算して満 25 年目又は 50 年目を迎え、夫婦健在であること	25 周年 20,000 円 (注) 50 周年 50,000 円
古希祝金	会員が満 70 才を迎えたとき	20,000 円
傷病休業見舞金	会員が傷病により 30 日以上継続して欠勤したとき ※同一傷病は、1 回限りの支給とする	30 日以上 5,000 円 60 日以上 15,000 円 90 日以上 30,000 円
死亡弔慰金	会員又はその配偶者、父母、子、及び配偶者の父母が死亡したとき ※配偶者とは、会員の法律上の婚姻関係にある者で内縁を含まない ※父母とは、実父母、養父母、義父母、継父母をいう ※父母は、同居を問わない ※子とは、会員の実子及び養子をいう ※子の死亡は妊娠24週以上の死産および生後14日以内の死亡を含む	会員 30,000 円 会員以外 10,000 円

※添付書類がある場合は、発行日から6ヶ月以内のものに限る

(注) 第15条第4項の全労済協会の保険契約による給付金30,000円を含む

別表第7

永年勤続報奨金

条 件	給 付 額
会員が加入後同一事業所に5年以上勤続したとき	5,000 円
会員が加入後同一事業所に10年以上勤続したとき	10,000 円
会員が加入後同一事業所に20年以上勤続したとき	20,000 円